

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
43	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

霧島市は、住民税非課税世帯等に対する給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

霧島市長

公表日

令和7年1月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>ア 事務の説明 住民税非課税世帯等に対し給付金を支給する。</p> <p>イ 特定個人情報を取り扱う手順の具体的な内容 霧島市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 住民税非課税世帯等に対する給付金の支給要件の確認事務(1) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務(2) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加給付金)の支給事務(3) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(拡大給付)の支給事務(4) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(拡大給付非課税世帯)の支給事務(5) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(拡大給付均等割のみ課税世帯)の支給事務(6) 価格高騰重点支援給付金支給事務(7) 価格高騰重点支援給付金(非課税世帯追加給付)支給事務
③システムの名称	非課税世帯等臨時特別給付金管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・ 番号法第9条第1項 別表135の項・ 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 ・ 番号法第19条第8号 別表135の項 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保健福祉政策課
②所属長の役職名	保健福祉部保健福祉政策課長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1141
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部保健福祉政策課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)2021
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	年に一度、業務プロセス全体について、漏えい等のリスクを軽減させるための仕組みを検討することとしており、令和6年度は、オンライン申請受付の導入を決定した(これにより、手作業が介在する申請数が減少することが期待される)。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	非課税世帯等臨時特別給付金管理システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月14日	I-1-② 事務の概要	・ 住民税非課税世帯等に対する給付金の支給要件の確認事務	・ 住民税非課税世帯等に対する給付金の支給要件の確認事務 (1) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務 (2) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加給付金)の支給事務	事後	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加給付金)の支給事務を行うことによる追加
令和5年11月14日	I-3 法律上の根拠	・ 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条	・ 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条	事後	錯誤
令和6年1月15日	I-1-② 事務の概要	・ 住民税非課税世帯等に対する給付金の支給要件の確認事務 (1) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務 (2) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加給付金)の支給事務	・ 住民税非課税世帯等に対する給付金の支給要件の確認事務 (1) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務 (2) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加給付金)の支給事務 (3) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(拡大給付)の支給事務	事後	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(拡大給付)の支給事務を行うことによる追加
令和6年3月1日	II-1 いつの時点の計数か	2022/12/1	2023/12/1	事後	
令和6年3月1日	II-2 いつの時点の計数か	2022/12/1	2023/12/1	事後	11人
令和6年6月3日	I-1-② 事務の概要	・ 住民税非課税世帯等に対する給付金の支給要件の確認事務 (1) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務 (2) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加給付金)の支給事務 (3) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(拡大給付)の支給事務	・ 住民税非課税世帯等に対する給付金の支給要件の確認事務 (1) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務 (2) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加給付金)の支給事務 (3) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(拡大給付)の支給事務 (4) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(拡大給付非課税世帯)の支給事務 (5) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(拡大給付均等割のみ課税世帯)の支給事務 (6) 価格高騰重点支援給付金支給事務	事後	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(拡大給付非課税世帯)・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(拡大給付均等割のみ課税世帯)・価格高騰重点支援給付金支給事務の支給事務を行うことによる追加
令和6年6月3日	II-1 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	約4,000人
令和6年6月3日	II-1 いつの時点の計数か	2023/12/1	2024/6/3	事後	
令和6年6月3日	II-2 いつの時点の計数か	2023/12/1	2024/6/3	事後	10人
令和7年1月17日	I-1-② 事務の概要	イ 特定個人情報を取り扱う手続の具体的な内容 霧島市は、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)の規定により、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 ・ 住民税非課税世帯等に対する給付金の支給要件の確認事務 (1) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務 (2) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加給付金)の支給事務 (3) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(拡大給付)の支給事務 (4) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(拡大給付非課税世帯)の支給事務 (5) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(拡大給付均等割のみ課税世帯)の支給事務 (6) 価格高騰重点支援給付金支給事務	イ 霧島市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 ・ 住民税非課税世帯等に対する給付金の支給要件の確認事務 (1) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務 (2) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加給付金)の支給事務 (3) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(拡大給付)の支給事務 (4) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(拡大給付非課税世帯)の支給事務 【令和6年10月31日終了】 (5) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(拡大給付均等割のみ課税世帯)の支給事務 (6) 価格高騰重点支援給付金支給事務 (7) 価格高騰重点支援給付金(非課税世帯追加給付)支給事務	事前	価格高騰重点支援給付金(非課税世帯追加給付)支給事務を行うことによる追加
令和7年1月17日	I-3 法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 ・ 番号法第9条第1項 別表第1の101の項 ・ 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条	・ 番号法第9条第1項 別表の135の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条	事前	
令和7年1月17日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4 【特定個人情報を提供できる根拠】 なし	【特定個人情報を照会できる根拠】 ・ 番号法第19条第8号 別表の135の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第162条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示 【特定個人情報を提供できる根拠】 なし		
令和7年1月17日	II-1 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	約20,000人

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	II-1 いつの時点の計数か	2024/6/3	2024/12/13	事前	
令和7年1月17日	II-2 いつの時点の計数か	2024/6/3	2024/12/13	事前	10人
令和7年1月17日	IV-8 判断の根拠		年に一度、業務プロセス全体について、漏えい等のリスクを軽減させるための仕組みを検討することとしており、令和6年度は、オンライン申請受付の導入を決定した(これにより、手作業が介在する申請数が減少することが期待される)。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	
令和7年1月17日	IV-11 判断の根拠		非課税世帯等臨時特別給付金管理システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報に紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	